

近組 2024-001 号

2024 年 1 月 12 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、引き続き世耕弘成理事長の辞任等を求める。

貴法人は、本組合の前回の要求（近組 2023-032 号）に対し、2023 年 12 月 21 日の団体交渉において、理事長辞任等の要求を「義務的団交事項でない」として、「団交の枠外で」コメントしたのみであり、実質的な交渉を拒否した。

しかし、例えば菅野和夫『労働法 第 12 版』（弘文堂、2019 年）によれば、義務的団交事項とは、「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」と言いうるが、「経営権」の主張によって団体交渉を免れるための特別の権利が使用者に認められているわけではない。つまり、賃金や労働条件以外にも、生産計画や設備投資、経営者・上級管理職の人事、会社組織の改編といった「経営・生産に関する事項」であっても、それが従業員の労働条件や雇用に影響を及ぼす限りにおいては義務的団交事項に該当する。換言すれば、いわゆる経営マターが義務的団交事項に該当するか否かは、その影響範囲や程度によってケースバイケースである。

今回のケースについて述べるならば、自民党安倍派の裏金問題で、すでに池田佳隆議員が逮捕されており、世耕理事長も池田議員とは裏金の額は異なるものの、同様の行為をしていることが明らかとなっている。のみならず、「五人衆」として安倍派の中核にいることから、より悪質であるとさえ言いうる。検察が今後、世耕理事長の法的責任をどう判断するかは予想できないとしても、社会的にも非難が高まっている状況下、もはや大学理事長の職にとどまり続けることは倫理的にも許されない。しかし、理事長が説明責任を放棄し、貴法人もこの件についてまったく情報発信をしていないため、学生や保護者、あるいは社会に対する説明責任は、個々の教職員に重くのしかかってくる。このままでは、本組合員を含む本学園教職員は、こうした厳しい社会的批判に晒され、不利益を被りながら働くことになり、通常の業務に支障をきたすことが明らかである。一例を挙げるならば、2024 年度より導入が決定している初年次教育科目「近大ゼミ」には、理事長・学長の談話動画を学生に視聴させディスカッションをさせるというプログラムが組み込まれているが、理事長が裏金疑惑に対する説明責任を果たしていない、学長も理事長を一切批判しな

いという状況下、このような教育を行うことはきわめて困難である。学生や保護者から説明を求められても、教員には対応できない。その他、理事長の続投や貴法人の不作為が、教職員の労働条件に及ぼしうる影響は枚挙にいとまがなく、こうした状況を打開するためにも、貴法人に処分可能な組織の改編を求めることは十分に義務的団交事項に該当するものである。

なお、前回の団体交渉で、この状況においても理事会が開かれていないことが判明したが、貴法人の危機管理能力の低さを懸念するとともに、創業家への忖度があると考えざるを得ない。創業家による法人私物化を容認するような経営姿勢は、断じて認められない。

ここに改めて理事長の辞任および関連事項を要求するので、1月29日の団体交渉の際に回答せよ。要求内容は以下の通りである。

- (1) 世耕理事長の辞任
- (2) 本学関係者への説明会の実施
- (3) 半数以上の理事・監事・評議員の入れ替え
- (4) 理事会が選任した学長の選任理由の開示と学長選挙の実施
- (5) 創立100周年記念募金の一時停止
- (6) 「近大ゼミ」における理事長・学長談話動画の使用撤回
- (7) 本件への対応を検討するための理事会の開催
- (8) 団体交渉への全理事の出席、および非組合員を含む本学園関係者の参加

以上